

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【公開番号】特開2011-120037(P2011-120037A)

【公開日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【年通号数】公開・登録公報2011-024

【出願番号】特願2009-276119(P2009-276119)

【国際特許分類】

H 04 M 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月20日(2012.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1筐体と、第2筐体と、前記第1筐体に連結されているヒンジ部と、前記第2筐体に連結され、前記ヒンジ部とヒンジ回転軸を通して回転可能に連結されたヒンジ本体とを有し、前記ヒンジ本体は支持部を内含し、前記ヒンジ回転軸は前記第1筐体と前記支持部に連結し、前記第1筐体と前記第2筐体が開状態では、前記支持部は前記ヒンジ本体から突出し、前記第1筐体と前記第2筐体が閉状態では、前記支持部は前記ヒンジ本体から突出しないことを特徴とする折畳み式携帯機器。

【請求項2】

請求項1に記載の折畳み式携帯機器において、前記ヒンジ本体は、前記ヒンジ部により回転可能に挟持されていることを特徴とする折畳み式携帯機器。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の折畳み式携帯機器において、前記ヒンジ本体は副操作面窓を有し、前記支持部は前記副操作面窓において、前記ヒンジ回転軸の方向に垂直な断面の形状として、円弧形状部分及び前記円弧形状部分以外の部分を有し、前記第1筐体と前記第2筐体が開状態では、前記円弧形状部分が前記副操作面窓から突出し、前記支持部を形成し、前記第1筐体と前記第2筐体が閉状態では、前記円弧形状部分以外の部分が、前記副操作面窓と対面することにより前記副操作面窓から突出しないことを特徴とする折畳み式携帯機器。

【請求項4】

請求項3に記載の折畳み式携帯機器において、前記ヒンジ本体は、前記副操作面窓に対向する操作面窓と、前記円弧形状部分以外の部分に設けられた機能部とを有し、前記第1筐体と前記第2筐体が開状態では、前記円弧形状部分が前記副操作面窓から突出

して前記支持部を形成すると共に、前記機能部が前記操作面窓から露出し、前記第1筐体と前記第2筐体が閉状態では、前記円弧形状部分以外の部分及び前記機能部が、前記副操作面窓と対面することにより前記副操作面窓から突出しないことを特徴とする折畳み式携帯機器。

【請求項5】

請求項3又は4に記載の折畳み式携帯機器において、前記円弧形状部分以外の部分は平面形状部分であることを特徴とする折畳み式携帯機器。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1項に記載の折畳み式携帯機器において、前記第1筐体と前記第2筐体が開状態と閉状態の間では、前記支持部の少なくとも一部が副操作面窓から突出されることを特徴とする折畳み式携帯機器。